

韓国併合強制性としての新聞雑誌発行、集会結社の制限 —日本の歴史教科書記述との関連から—

新福 悦郎*

Restrictions on the publication of newspapers and magazines and gatherings and associations as compulsory annexation of Korea —In relation to the description of Japanese history textbooks—

Etsuro SHIMPUKU*

*Department of Human Education, Faculty of Human Studies, Ishinomaki Senshu University,
Miyagi 986-8580, Japan

1. はじめに

本論は、韓国併合前後に於いて、朝鮮の人々が奪われた権利としての新聞雑誌の発行、集会結社の制限が、日本の検定歴史教科書においてはどのように記述されてきたのかについて明らかにし、その権利抑圧の事実をどのように具体的に歴史教科書記述に関連づけるべきなのかを考察することを目的とする。

これまで、日本と韓国の歴史教育研究者は共同で歴史教科書の記述を検討し、提案してきた。

加藤章（歴史教育研究会）と李存熙（歴史教科書研究会）によって発表された『〈日韓歴史共通教材〉日韓交流の歴史』¹においては、「対日協力団体の解散、朝鮮人発行の新聞の廃刊、啓蒙書や民族的な書籍の発行禁止」「朝鮮人は言論、集会、出版、結社の自由を剥奪され、民族運動の指導者は逮捕、投獄、処刑された」「朝鮮総督府は行政組織と憲兵警察・軍隊などによって朝鮮人の政治活動を厳しく規制し、「親日団体である一進会までも強制的に解散させた」こと、「新聞紙法・出版法などによって民族的な傾向を持った言論・著作活動を一切禁止した」ことが記されている。

ところが、上記の新聞雑誌の発行、集会結社の制限についての具体的で豊かな記述内容は日本の文科省検定済歴史教科書にはなかなか反映されていない。

梅野正信は、科研報告書において日本の検定歴史教科書として、2000 年以降に発行された中学校

社会科教科書歴史的分野、および高校日本史 A、日本史 B を対象として 7 つの観点から植民地期関係の教科書記述分析を行った²。

論者が担当した「第 3 章 韓国併合」では、調査項目として「第 3 節 武断統治の実際」として「⑨新聞雑誌発行、集会結社の制限」の項目を取り上げた。教科書一覧においては、記述されているものについて、☑をつけ、中学校社会科歴史的分野については、41 冊中 10 冊に記述が掲載されていることが分かった。高校日本史 A では、28 冊中 11 冊、高校日本史 B では 33 冊中 13 冊に記述が見られた。同時に中学校歴史的分野教科書、高校日本史 A、高校日本史 B においては簡単な分析の結果を示した。

その分析結果では、日本の検定歴史教科書において、「韓国併合強制性としての新聞雑誌発行、集会結社の制限」は、一部の教科書に記述され、またその中でも具体的な内容が見られるのはさらに一部の教科書のみということとなっている。

そこでまず本論では、日本の検定歴史教科書において、朝鮮の人々が奪われた権利としての新聞雑誌の発行、集会結社の制限がどのように記述されているかを具体的に詳細に検討する。梅野正信代表の科研報告書における論者の論考は、「韓国併合強制性としての新聞雑誌発行、集会結社の制限」について記述のチェックはしているが、具体的にその詳細を示していない。次に、日本の歴史研究者による韓国併合時の朝鮮の人々への権利抑

*石巻専修大学人間学部人間教育学科

庄についての研究の蓄積を整理する。さらに、本稿では、今後の日本の検定歴史教科書を豊かな記述にするために、釈尾東邦『朝鮮併合史』（朝鮮及満州社、1926年）を取り上げる。その記述内容を紹介することで、今後の教科書記述への提案としたい。

『〈日韓歴史共通教材〉日韓交流の歴史』³においては、「抗日闘争と大韓帝国の主権喪失」の学習を通して、「日本の高校生には、強大国が力の弱い他国の主権を奪う行為が、主権を奪われた国の国民にどのような苦痛を与えたかを考えてほしい」と記されている。

現在の国際社会においても、新聞雑誌発行、集会結社の制限が行われている国々の状況が報道されている。ここ数年間だけでも香港やミャンマー、ロシア、中国などの状況が報道されてきた。それらの国々では、民主化衰退の状況が進み、国

民の苦痛が報道されている。日本が韓国併合前後に行った植民地化によるさまざまな権利抑圧の歴史に学ぶことが、主権を奪われた国民の苦痛を考える教育の機会として現在と今後の未来に求められている。

2. 韓国併合前後における「新聞雑誌発行、集会結社の制限」についての日本の検定歴史教科書記述の分析

(1) 教科書記述の実際

ここでは日本の検定歴史教科書として、2000年以降に発行された中学校社会科教科書歴史的分野、および高校日本史A、日本史Bを対象として教科書記述分析を行う。まずは、どのような記述内容なのかについて、その調査結果を次の一覧表に示す。

<表1 調査した中学校社会科歴史的分野、高校日本史A、高校日本史B教科書一覧>

<中学校社会科歴史的分野>

出版社名	2000	中学校歴史的分野 教科書名	朝鮮の人々の権利や自由の制限 新聞雑誌発行、集会結社の制限
東京書籍	1	新しい社会歴史	記述なし
	5	新編新しい社会歴史	記述なし
	11	新しい社会歴史	記述なし
	15	新編新しい社会歴史	記述なし
	20	新しい社会歴史	記述なし
教育出版	1	未来をみつめて	記述なし
	5	未来をみつめて	記述なし
	11	未来をひらく	一方で、選挙権は認めないなど、朝鮮の人々の権利や自由は制限されました。
	15	未来をひらく	記述なし
	20	未来をひらく	記述なし
帝国書院	1	日本の歩みと世界の動き 最新版	記述なし
	5	日本の歩みと世界の動き 初訂版	記述なし
	11	日本の歩みと世界の動き	記述なし
	15	日本の歩みと世界の動き	記述なし
	20	社会科中学生の歴史	記述なし
大阪書籍	1	中学社会歴史的分野	このように、朝鮮民族の歴史や文化を否定し、日本に同化させる政策を進めました。が、台湾と同様、朝鮮の人々には選挙権は認めませんでした。
	5	中学社会歴史的分野	このように、朝鮮民族の歴史や文化を否定し、日本に同化させる政策を進めました。が、台湾と同様、朝鮮の人々には選挙権は認めませんでした。

新福 悦郎

日本文教出版	1	日本の歩みと世界	記述なし
	5	日本の歩みと世界	記述なし
	11	中学社会歴史的分野	朝鮮総督府は、あらゆる政治運動を禁止し、新聞の発行も制限し、学校では、日本語や日本の歴史を強制的に教えました。このように朝鮮民族の歴史や文化を否定し、日本に同化させる政策を進めましたが、先に植民地となった台湾と同様に、朝鮮でくらす人々には選挙権は認められませんでした。
	15	中学社会歴史的分野	朝鮮総督府は、あらゆる政治運動を禁止し、新聞の発行も制限しました。そのため、先に植民地となった台湾と同様に、朝鮮の人々には選挙権は認められず、権利や自由も制限されました。
	20	中学社会歴史的分野	朝鮮総督府は、あらゆる政治運動を禁止し、新聞の発行も制限しました。そのため、先に植民地となった台湾と同様に、朝鮮の人々には選挙権は認められず、権利や自由も制限されました。
清水書院	1	日本の歴史と世界	記述なし
	5	日本の歴史と世界	記述なし
	11	日本の歴史と世界	日本の植民地であった朝鮮では、 <u>言論・集会・結社の自由が極度に制限され</u> 、強圧的な政治が行われていたが、人々は抵抗を続けていた。
	15	日本の歴史と世界	日本の植民地であった朝鮮では、 <u>言論・集会・結社の自由が極度に制限され</u> 、強圧的な政治が行われていたが、人々は抵抗を続けていた。
扶桑社	1	新しい歴史教科書	記述なし
	5	新しい歴史教科書	記述なし
育鵬社	11	新しい日本の歴史	記述なし
	15	新しい日本の歴史	記述なし
	20	新しい日本の歴史	記述なし
自由社	9	新編新しい歴史教科書	記述なし
	11	新しい歴史教科書	記述なし
	15	新しい歴史教科書	記述なし
	21	新しい歴史教科書	記述なし
日本書籍	1	私たちの中学社会歴史的分野	記述なし
日本書籍新社	5	私たちの中学社会歴史的分野	記述なし
学び舎	15	ともに学ぶ人間の歴史	記述なし
	20	ともに学ぶ人間の歴史	記述なし
山川出版社	20	日本と世界	大日本帝国憲法をはじめとする法律は植民地にそのまま適用されたわけではなく、台湾・朝鮮の人々の参政権も大きく制限されていた。

<高校日本史 A>

出版社名	2000	高校日本史 A 教科書名	朝鮮の人々の権利や自由の制限 <u>新聞雑誌発行、集会結社の制限</u>
山川出版社①	2	現代の日本史	記述なし
	6	現代の日本史	記述なし
	12	現代の日本史 A	記述なし
	17	現代の日本史 A	陸軍大臣寺内正毅が初代朝鮮総督を兼任して軍隊と警察による武断政治をおこない、政治結社や集会を禁じ、朝鮮語による出版もほとんど認めなかった。

韓国併合強制性としての新聞雑誌発行、集会結社の制限—日本の歴史教科書記述との関連から—

山川出版社②	3	日本史 A	記述なし
	7	日本史 A	記述なし
	13	日本史 A	記述なし
	16	日本史 A	記述なし
三省堂	4	日本史 A	こうして朝鮮は、完全に日本の統治下に入ったが、朝人には参政権などの権利はみとめられなかった。
	7	日本史 A	記述なし
東京書籍	2	日本史 A	記述なし
	7	日本史 A	記述なし
	12	日本史 A	記述なし
	16	日本史 A	記述なし
実教出版①	13	日本史 A	初代総督である寺内正毅は、朝鮮全土に憲兵を配置して、警察官の役目を負わせ、朝鮮人の政治結社や集会を禁止するとともに、朝鮮語の新聞・雑誌の発行もきびしく制限した。
	17	新日本史 A	記述なし
実教出版②	2	高校日本史 A	朝鮮語の新聞・雑誌の発行や集会・結社などをきびしく制限するいっぽう、韓国を朝鮮と改称し、教育直後の精神を基本として日本語の普及を重視する同化主義教育を実施した。
	6	高校日本史 A	朝鮮語の新聞・雑誌の発行や集会・結社などをきびしく制限するいっぽう、韓国を朝鮮と改称し、教育直後の精神を基本として日本語の普及を重視する同化主義教育を実施した。
	12	高校日本史 A	憲兵と警察の任務を兼任する憲兵警察制度を設け、朝鮮語の新聞・雑誌の発行や集会・結社をきびしく制限するなど、武断政治を実施した。
	16	高校日本史 A	憲兵と警察の任務を兼任する憲兵警察制度を設け、朝鮮語の新聞・雑誌の発行や集会・結社をきびしく制限するなど、武断政治を実施した。
清水書院	2	高等学校日本史 A	朝鮮総督府は、陸軍を常駐させて、朝鮮語の新聞・雑誌の発行や集会・結社をきびしく制限するなど、民衆生活の末端にまでおよぶ軍事的支配を行った。
	6	高等学校日本史 A	朝鮮総督府は、陸軍を常駐させて、朝鮮語の新聞・雑誌の発行や集会・結社をきびしく制限するなど、民衆生活の末端にまでおよぶ軍事的支配を行った。
	13	高等学校日本史 A	日本の植民地支配によって、朝鮮人は大日本帝国の臣民と位置づけられたが、朝鮮に憲法は適用されず、日本人と同じ権利は認められなかった。
	16	高等学校日本史 A	日本の植民地支配によって、朝鮮人は大日本帝国の臣民と位置づけられたが、朝鮮に憲法は適用されず、日本人と同じ権利は認められなかった。
第一学習社	3	日本史 A	記述なし
	7	日本史 A	記述なし
	12	日本史 A	記述なし
	16	日本史 A	記述なし

<高校日本史 B>

出版社名	2000	高校日本史 B 教科書名	朝鮮の人々の権利や自由の制限 新聞雑誌発行、集会結社の制限
山川出版社①	2	詳説日本史	記述なし
	6	詳説日本史	記述なし
	12	詳説日本史	記述なし
	16	詳説日本史	記述なし

新福 悦郎

山川出版社②	3	日本史	記述なし
	7	日本史	記述なし
	13	日本史	記述なし
	17	日本史	記述なし
山川出版社③	3	新日本史	記述なし
	7	新日本史改訂版	記述なし
	13	新日本史	記述なし
	17	新日本史改訂版	記述なし
三省堂	3	日本史 B	こうして朝鮮は、日本の統治下に入ったが、朝鮮人には参政権などの権利はみとめられなかった。
	7	日本史 B	その一方で、朝鮮人には参政権などの権利はみとめられなかった。
東京書籍②	3	日本史 B	朝鮮は日本領に編入されたが、朝鮮人には参政権などの日本人としての諸権利は認められなかった。
東京書籍②	3	新選日本史 B	記述なし
	13	新選日本史 B	記述なし
	17	新選日本史 B	記述なし
実教出版①	3	日本史 B	日本の統治は、総督注 1) を武官とし、全土に憲兵を主とする警察網をめぐらす軍事的性格の強いもので、政治結社・集会を禁止し、言論を <u>抑圧する</u> など、朝鮮人の権利・自由に対するきびしい制限をおこなった（武断政治）。
	7	日本史 B 新訂版	日本の統治は、総督注 1) を武官とし、全土に憲兵を主とする警察網をめぐらす軍事的性格の強いもので、政治結社・集会を禁止し、言論を <u>抑圧する</u> など、朝鮮人の権利・自由に対するきびしい制限をおこなった（武断政治）。
	13	日本史 B	日本の統治は、総督注 1) を武官とし、全土に憲兵を主とする警察網をめぐらす軍事的性格の強いもので、政治結社・集会を禁止し、言論を <u>抑圧する</u> など、朝鮮人の権利・自由に対するきびしい制限をおこなった（武断政治）。
	17	日本史 B 新訂版	日本の統治は、総督注 1) を武官とし、全土に憲兵を主とする警察網をめぐらす軍事的性格の強いもので、政治結社・集会を禁止し、言論を <u>抑圧する</u> など、朝鮮人の権利・自由に対するきびしい制限をおこなった（武断政治）。
実教出版②	3	高校日本史 B	朝鮮語の新聞・雑誌の発行や集会・結社などをきびしく制限するいっぽう、韓国を朝鮮と改称し、教育勅語の精神を基本として日本語の普及を重視する同化主義教育を実施した。
	7	高校日本史 B 新訂版	朝鮮語の新聞・雑誌の発行や集会・結社などをきびしく制限するいっぽう、韓国を朝鮮と改称し、教育勅語の精神を基本として日本語の普及を重視する同化主義教育を実施した。
	13	高校日本史 B	憲兵と警察の任務を担当する憲兵警察制度を設け、朝鮮語の新聞、雑誌の発行や集会、結社をきびしく制限するなど、武断政治を実施した。
	17	高校日本史 B 新訂版	憲兵と警察の任務を担当する憲兵警察制度を設け、朝鮮語の新聞、雑誌の発行や集会、結社をきびしく制限するなど、武断政治を実施した。
清水書院	3	日本史 B	記述なし
	7	日本史 B 改訂版	記述なし
	13	日本史 B 最新版	記述なし
	17	日本史 B 改訂版	記述なし
明成社	2	最新日本史	記述なし
	12	最新日本史	記述なし
桐原書店	3	新日本史 B	朝鮮総督府は、憲兵・警察制度を整えて治安維持をはかり、朝鮮人の権利・自由に厳しい制限を加えた。

(2) 教科書記述の分析

2000年以降の教科書については、中学校社会科歴史的分野の教科書41冊、高校日本史Aの教科書28冊、高校日本史Bの教科書33冊を分析した。教科書の一覧については梅野正信代表の科研報告書⁴において調査した教科書一覧の教科書記述を対象とした⁵。

まず、最新の教科書においては、「新聞雑誌、集会・結社の制限」の記述は限られている。中学校歴史的分野教科書においては、日本文教出版と清水書院のみに記述が見られ、2020年検定教科書においては、わずかに日本文教出版のみとなっている。日本史Aにおいては、山川出版、実教出版、清水書院に記述が見られるが、最新版の2016年検定教科書においては、山川出版、実教出版のみとなっている。日本史Bにおいては、実教出版のみであり、最新版の2017年版においては、実教出版のみとなっている。

このように教科書記述において、「言論出版、集会の自由制限」については一部少数の教科書会社の記述に限られており、しかも記述する教科書が最新版においては減少傾向となっている。

さらに中学校歴史的分野教科書、高校日本史A、日本史Bにおいても記述されている内容は「新聞・雑誌の発行、集会・結社などの制限」という事実のみに限られ、具体性に欠けていると言わざるをえない。

つまり、韓国併合の時期において朝鮮の人々がどのような権利を抑圧されたのかについて具体的な記述が掲載されているものは少ない。特に、当時日本国内においても制限されていた新聞雑誌発行、集会結社の制限の記述が見られない教科書が多い。日本の軍隊や警察の動員によって韓国併合がなされた記述の教科書も限られている。必然、教科書記述を読んで学ぶ生徒たちは、韓国併合についての強制性についての歴史認識を定着することはできず、当時の朝鮮の人々の思いが伝わらないものになってしまう。朝鮮の人々は韓国併合を静かに受け入れたという印象を与えてしまう可能性がある。

3. 歴史研究者の調査の整理

ここでは、「言論出版集会の自由の統制」に関す

るテーマに関して、先行研究としての歴史研究の状況を見ていきたい。歴史的事実として、どのような内容が明らかになっているのか。先行研究をもとにしてその事実として示された内容を下記のように整理する⁶。

日本政府は、韓国併合を平穩に行うために、周到に準備してきた。まず、1907年7月24日に新聞紙法を制定する。新聞紙法では、新聞発行は内務大臣の許可制で、発行停止、押収も可能となった。1908年4月29日に新聞紙法は改正され、外国で発行の韓国語新聞、および外国人が国内で発行する新聞も統制の対象となった。

上記の新聞紙改正による統制の第一の対象は、反日的言論で著名であった『大韓毎日申報』であった。この新聞は、社主がイギリス人ベセルで統監府がその発言を規制できなかったのである。1909年1年間で押収件数14、同部数約1万6千が押収された。そして、統監府の告発でベセルはイギリス総領事館に設置された高等法院において1908年6月に有罪判決を受ける。1908年7月には同社総務の梁起鐸が、募金横領の容疑で起訴された。彼は9月に無罪判決を得たが、上記の二つの事件で『大韓毎日申報』は廃刊となったのである⁷。

新聞紙法制定の3日後の1907年7月27日には言論、集会、結社の自由を制限する保安法が制定された。その結果、1907年8月19日、反日運動を広汎に展開していた大韓自強会が解散させられた。

さらに、1909年2月23日、出版法が公布された。出版法によって1909年10ヶ月で約5800冊の出版物が押収されることとなった⁸。

寺内統監は日本の新聞が韓国皇室や韓国民を蔑視した記事を書いて統治に悪影響を及ぼすことを常々憂慮していた。それゆえ、新聞の取り締まりを桂首相に要請した。

韓国民の感情を刺激してしまうことを危惧した寺内統監の統治方針を背景として、条約の公布までに統監府と日本政府の間でさまざまな措置がとられる。それはたとえば、朝鮮貴族を創設して韓国皇帝の親族や政府要人に授爵することであり、韓国民に地税その他の特別免除や大赦の恩恵を与えることであった⁹。

日本政府は、イギリス・ロシアには調印前に併合条約締結の見通しを予告していたが、調印後ただちに列国政府に調印通告と宣言書を送った。

しかし、日韓両国内には公布までは秘密とし、韓国では、併合条約調印から公布までの間、厳重な報道管制がしかれた。統監府は、新聞報道の規制、集会・演説の禁止、注意人物数百人の事前検束などをおこなった¹⁰。

併合条約の記事は、宣言が発表される8月29日以前には、27日の統監府機関誌『京城日報』が22日の調印の事実を伝えただけで、他紙はふれることもできなかった。また、併合への期待に沸く日本の新聞は発売を禁止された¹¹。1910年8月26日の山県副統監の記者会見で新聞記者は併合条約調印について初めて知ることとなり、28日午後、条約文その他の提供を受け、29日の新聞で報道した。

韓国併合条約調印の報道にもかかわらず、漢城の市中は平穏であった。第二師団司令部の吉田源治郎参謀は、「依然平穩ニシテ警備上特別ノ処置ヲナスノ必要ヲ認メズ」と記している。それは市民が併合を冷静に受け止めたからではなく、演説・集会等を厳禁し、警備・弾圧態勢に「朝鮮人は此威勢に気を吞まれ、屏息拱手して居る外無」かったためである¹²。

韓国併合後、朝鮮総督府は文化芸術分野でも言論、出版、結社、集会の自由を全面制限し、総督府の支配に対抗しようとする気配がうかがえると、その人物を連行していった。また、総督府は『西北学会月報』を廃刊し、『初等大韓歴史』、『東国歴史』のような民族的色彩を持つすべての書籍を焼いたり、販売を禁止させた¹³。1910年、日本は総督府の機関紙だけを残し、それ以外の新聞を強制的に廃刊させた¹⁴。朝鮮人は保安法によって言論出版結社など一切の政治的自由を剥奪された。朝鮮にいた日本人の軍人・憲兵・警察、文官・教師は権威の象徴として帯剣した¹⁵。

このようにして、韓国併合は朝鮮の人々が反対し、抵抗できないように情報統制し、軍隊・憲兵・警察を動員して強制的に行われたのである。

4. 枳尾東邦の史料について一紹介と分析

上記の内容が研究者によって調査されてきた主

要なものであると考えられるが、朝鮮の人々への権利抑圧については政策的な事実の記述が多く、具体性に欠けるものが多い。このことは、日本における韓国併合の歴史教科書記述に反映されていると考えられる。

枳尾東邦の著書『朝鮮併合史』は、韓国併合から16年後に出版されたもので、元新聞記者であった枳尾が当時の新聞記事やインタビューなどを通してまとめたものである。『朝鮮併合史』の復刻版において、宮本正明は「…それ自体は一時（ママ）史料、あるいはそれに準ずるものとはいえない。」と記しているが、「長く朝鮮にあってその政治・社会的推移をその目で見、その身をもって感じてきたという自信、そして官側の立場につきまとう種々の束縛から比較的“自由”であるという意識が「奔放」な叙述を下支えしているように思われる」とし、「あくまでも『真相』の追究に比重を置いた。」としている¹⁶。

『朝鮮併合史』の記述には寺内正毅朝鮮総督府に対する批判的なものもあり、「言論出版集会の自由の統制」に関する内容について具体的に記されている。

山辺健太郎はこの枳尾東邦の著書について、「これは戦前にでた朝鮮史の本としてはおそらく一番大事な本であろうが、徹頭徹尾日本の朝鮮併合を合理化したものである。」と断じている¹⁷。たしかに、『朝鮮併合史』については、韓国併合について合理化したものであると論じることができるが、韓国併合の時期において朝鮮の人々の権利抑圧についての具体的な事実が当時の新聞記事などをものとして記されている。

枳尾東邦は1900年という比較的早い時期から朝鮮に渡り、韓国併合当時、雑誌『朝鮮及び満州』の編集長という地位にあった。言論出版については当事者であり、『朝鮮併合史』においても、言論出版弾圧の証拠としての伏字が見られる。以上の状況を考えると、枳尾東邦の著書は韓国併合時の朝鮮の人々の権利抑圧、特に新聞雑誌発行の制限についてもっとも詳細に記している日本側の史料と考えられる。

本稿では枳尾の著書に注目して、朝鮮の人々の具体的な権利抑圧を抽出し、韓国併合の強制性を考察していきたい。その抽出した要素が、今後の

歴史教科書記述を豊かなものにしていくと考えている。

『朝鮮併合史』には、「総督政治」の章がある。その中に記されている「言論出版集会の自由の統制」に関するタイトル記述を抽出する。

「寺内総督の武断専制ぶり」「各種の取締令」「先づ政社を禁ず」「政治的集會を一切禁ず」「新聞雑誌の発行停止を頻り敢行す」「新聞雑誌の絶滅策を取る」「韓字新聞の買ひ潰おし」「邦字新聞の買ひ潰おし又は禁止」「単に御用紙のみを許す」「各地に邦字新聞一個丈許す」「會社令」「各種取締の悪法」「即決令」

上記のそれぞれのタイトルで釈尾東邦はどのような事実を把握し、記しているのか。その内容を示す。

併合前後の取締り¹⁸

- ・憲兵と警察官によって治安維持が行われ特に京城の治安は嚴重な取締りであった。
- ・危険分子や浮浪の輩はすべて拘禁し、政社政客を監視した。
- ・政談演説と集會は一切禁じられ、新聞雑誌の言論記事を極端に取り締まった。
- ・当局者を非難したり、日韓交渉の消息を漏らしたり、憶測の記事を掲載したものは凡て発行を数日間停止した。
- ・日本本国から移入する新聞の日韓交渉に関する記事を掲載したものは釜山で差し押さえた。
- ・当局は軍隊との聯絡も完全に行われ、軍隊出動の手配もできていた。
- ・憲兵と騎兵は京城の内外を絶えず巡視していた。
- ・朝鮮人は威勢に飲まれて屏息拱手しているほかなかった。

併合条約発表後の京城¹⁹

- ・29日朝、日韓両新聞に併合条約が一斉に発表された。
- ・京城はじめ各地での騒ぎはなかった。
- ・人々は条約掲示板に集まってただ黙読していた。それを騎馬の憲兵が監視していた。

- ・韓人に驚異の色もなく、騒ぎ立てることもなく、ただ読んで黙って去るだけであった。

新聞の論調²⁰

- ・朝鮮人側の韓字新聞に、排日の文字や慷慨悲歌の文字も見られなかった。
- ・排日を主張し批判的な毎日申報は併合前に統監府によって買取済みとなり、京城日報という御用新聞となった。
- ・新聞界も過激な言論を主張するものはなく、すこぶる平静であった。そのことが民心の平静の原因となった。
- ・大韓新聞は漢陽新聞、大韓民報は毎日申報、皇城新聞は漢城新聞と改題し、大韓民報は民報と改題し、凡て韓国または大韓という文字を撤した。

警戒行き届けり²¹

- ・韓国併合という韓国民にしては一大事件であるが、明治38年の保護條約や明治40年の条約締結時のように大騒擾は無かった。
- ・寺内統監が用意周到で萬事秘密の中で交渉を進めたことに要因の一つがある。
- ・当時統監府は決して威圧の態度を取らないことを弁護しているが、これは真相ではなく、露骨に威圧する態度はとらないが、警戒が行き届いていたことは事実であり、私はその実際を目撃した。

併合反対者若干の悲劇²²

- ・併合発表後、前太皇帝即ち李太王の婿に當る趙鼎九は男爵を授けられたが、これを受けず、日韓併合の詔勅諭告文等を裂いて自刃を企てて家人に抑止された。
- ・宮廷に關係深く併合後男爵を授けられた金奭鎮も爵位を拒んで、自刃を企てた事件があった。
- ・錦山郡守洪範植、学生李喜喆は時世を憤慨して自殺した。
- ・併合発表の数日後、寺内統監初め朝鮮側の高官暗殺の陰謀が露呈し、成載九、李起永、李永綽等の六人逮捕拘禁される事件があった。
- ・九月五日には師範学校生徒（韓人）の中に不穩の陰謀があり、黄在熙外二十余名が、当局に引致された事件があった。
- ・九月三日には天道数月報主幹李教鴻は、併合反対の書面を在京城各國領事に送り、声援を求め

たことが発覚し当局に引致された事件があった。

- ・ 黄海道方面には併合発表後、併合反対の暴動が起こった。併合後はいろいろな不穏な事件が頻出した。
- ・ 韓国併合に対する不満の氣勢はすでに上記においてその一端を示していた。

寺内総督の武断専制ぶり 各種の取締令²³

- ・ 寺内総督は武人氣質を発揮して極端な武断専制を行った。
- ・ 武断専制ぶりとして集会結社の取締り、新聞紙の取締り、鉄砲火薬の取締り、会社令、風紀取締りなど、各種の取締令を乱発して行い、一般人民の自由を拘束した。
- ・ 併合條約調印後の八月二十五日、明石警務總長は一進会、大韓協會、西北學會、國是遊説團、進歩會、政友會、國民協成會、儒生協同會の政社又は政社類似の諸結社の幹部を集めて一週間に解散するように命令した。

新聞雑誌の絶滅策を取る²⁴

- ・ 韓国併合が世間の知らない中で調印が済んだのは、新聞記事の極端な取締り、記事論説の取締りであり、新聞絶滅策をとったことによる。
- ・ 排日記事を久しく掲載してきた大韓毎日申報は併合の前年、経営者のベセル死去後も、梁起澤等らが依然として排日記事を掲載してきたが、併合の数箇月前、総督府は大韓毎日申報を買収し、組織を一新して京城日報に合併して御用紙とした。

韓字新聞の買ひ潰し²⁵

- ・ 総督府は、併合直後、日鮮両方の新聞整理に着手し、先づ朝鮮人側の韓字新聞、帝國新聞、皇城新聞、國民新聞、大韓新聞、大韓民報等に若干の廃刊料を與へて廃刊させた。
- ・ 朝鮮人の経営の韓字新聞は、御用紙毎日申報一紙だけを残して、京城初め朝鮮全道に韓字新聞はなくなった。

邦字新聞の買ひ潰し又は禁止²⁶

- ・ 日本人経営の日本字新聞としては京城に京城日報、京城新報、大韓日報、朝鮮日々の5つの新聞が発行されていたが、総督府は御用紙京城日報の外は全部若干の廃刊料を與へて廃刊させた。

- ・ 京城新報だけは総督府の廃刊命令に応じなかったが、その後1年間で社会主義に類似した記事があるということを口実に発行禁止となり廃刊にさせられた。

単に御用紙のみを許す²⁷

- ・ 京城での日文新聞としては京城日報、韓字新聞としては毎日申報、英字新聞としてはセウルプレス、三新聞だけが許されたが、この三新聞はすべて総督府の機関新聞であった。

各地に邦字新聞一個文許す²⁸

- ・ 韓国併合後は朝鮮人経営の朝鮮文の新聞は全部廃刊にさせられた。
- ・ 韓国併合後は日本人経営の日本語新聞は一箇所に一つだけ発行を許されたが、それ以外は廃刊させられた。
- ・ 朝鮮内に於いて、言論機関の撲滅策が取られ、寺内総督を批判する日本国内の新聞は釜山で移入を禁じられた。

(タイトル無し)²⁹

- ・ 寺内総督の言論圧迫に対する非難は東京日々新聞だけでなく、すべての新聞がこれを非難攻撃した。
- ・ 寺内総督はその非難に耳を貸さず、ますます取締りを苛酷にして、各地に御用新聞以外の新聞の存立を認めなかった。
- ・ 朝鮮人経営の漢字新聞は多く併合反対論を掲げ、獨立を提唱するものがあった。
- ・ 苛酷な取締りを励行して保安を保持する必要があると考える日本人は、反対するものはなかった。
- ・ 日本主義を宣伝する日本人経営の邦字新聞も御用紙以外は存立を認められなかった。
- ・ 寺内総督を批判し、その政策を論議し取締法を攻撃する新聞雑誌は、一切発行を禁じられた。
- ・ 寺内総督は会社令を発行して、事業界の取締りも極端に苛酷に行った。

即決令³⁰

- ・ 1910年12月16日、総督府は犯罪即決令を公布し、三箇月以下の輕罪の処分については各警察署長に即決権を与えた。韓人だけでなく内地人にも適用することを強行した。

(タイトル無し)³¹

- ・ 朝鮮では寺内総裁を攻撃すべき新聞はすべて廃

止となり、政談演説に関するものは一切許されなかった。

- ・ 反対の声を上げようにも、その機関なく、寺内総督はその非立憲ぶりを在任7年間押し通した。
- ・ 朝鮮人の言論の自由を奪った。独立の提唱や総督政治に対する批判を交わすためであった。
- ・ 在韓内地人についても朝鮮人と同様に律し、言論機関を許さず、政談演説などの集会は一切許さなかった。
- ・ 寺内総督は極端な専制武断主義を強行した。
- ・ 寺内総督は自由の敵であるという議論は相当盛んに行われた。

上記の釈尾東邦が言論出版集会に関わる内容で示した事実を抽出すると、いかに寺内正毅朝鮮総督が武断政治を推し進めていったかがよく分かる。また、本文において、東京日々新聞の明治43年12月2日付の記事も紹介されている³²。

「朝鮮には新聞紙無きにあらず言論無きなり、新聞発行停止の頻々たること近時の朝鮮の如きは世界其例を見ず、韓国併合に就て特別の事情ありしものとして吾人敢て過去を追窮せず、吾人の憂ふる所は併合後の朝鮮に於ける言論なり、當局者が言論の自由は新附の民を統治する上に於て害ありとして之を取締るに對しては吾人之を諒とするに吝ならず、而も之が為め善意の評論進言をも禁ずるに至りては吾人之人に反對せざるべからず、云云。」と朝鮮での言論弾圧に反対している。

また、第二十七議會に於て（四十四年三月）、代議士大石正巳が朝鮮総督の制令権問題に就いての論議も紹介している³³。

「…寺内総督は此の制令権を濫用して新聞紙法を新に發布して言論を圧迫拘束し、…人民の自由を束縛し言論および事業を迫害すること甚し…」と記述されており、大石正巳は「非立憲的総督に制令権を与えることは危険極まるものにして、人民は之が為め脅威を感じること酷しきを以て吾人は之に絶對的に反対するものなり」と述べている。

以上の記述を読むと、韓国併合によって「言論出版集会の自由の統制」が寺内正毅朝鮮総督によって徹底的に断行されていることは事実であ

り、強圧ぶりが日本国内においても批判されていることは明らかである。

ただ、釈尾東邦の言説には限界がある。「朝鮮人経営の漢字新聞は多く併合反對論を掲げ、獨立を提唱せんとするものなれば、是れは根本的に廢刊せしめるか、又は苛酷な取締を勵行して其治安を保持する必要ありとは、苟も日本人たる以上は之に反對せんとするもの無かりき、而も我日本主義を宣傳することに熱心なる日本人経営の邦字新聞をも御用紙以外は凡て存立を許さざる方針を取り、又苟も寺内総督を非議し、又は其政策を論議し取締法を攻撃せる、新聞雑誌は一切發行を禁ずる如き、亂暴も甚しと云ふ非難は我言論界に囂々たるに至れり」と記しており、釈尾は内地日本の出身者として、あくまでも韓国併合を批判的にとらえず、その治安のために、朝鮮人の言論出版集会の自由については弾圧もやむ無しという立場である。釈尾にすると、朝鮮に住む日本人に対してなぜ朝鮮人と同じように言論出版集会の自由を弾圧するのかという在朝鮮ジャーナリストの立場からの言説であるように考えられる。つまり、帝国主義的で差別性をもった言説が釈尾の著書には随所に見られ、その限界を示すところだと考えられる。

5. まとめ

本稿は、韓国併合前後に於いて、朝鮮の人々が奪われた権利としての新聞雑誌の発行、集会結社の制限が、日本の検定歴史教科書においてはどのように記述されてきたのかについて考察した。教科書記述において、「言論出版、集会の自由制限」については一部少数の教科書会社の記述に限られており、しかも記述する教科書が最新版においては減少傾向となっている。さらに「朝鮮の人々の権利や自由の制限」という一般的説明が多く、具体性に欠けていた。

さらに、その権利抑圧の事実をどのように具体的に歴史教科書記述に関連づけるべきなのかを考察した。本稿では、調査史料の一つとしてあげられる「釈尾東邦『朝鮮併合史』朝鮮及満州社、1926年」に注目した。『朝鮮併合史』の記述から「新聞・雑誌の発行、集会・結社などの制限」に関連する内容を抽出した。内容を分析すると、韓国併合前